

I 東日本部会・統一論題報告

## 無形資産の公正価値測定

藤田 晶子  
明治学院大学

### 要 旨

近年では、歴史的原価にもとづく資産負債の表示がその経済的実態から乖離していることを主たる理由に、歴史的取引会計から公正価値会計へと会計基準論の潮流が徐々に移りつつある。本稿の目的は、IFRS を軸とした会計基準論をめぐるこうした動向が、無形資産の会計処理方法にどのような論点を提起しているのかを分析・検討することにある。

本稿は、無形資産の公正価値測定をめぐる意義に焦点をあてながらも、とりわけ耐用年数が不確定なのれんや無形資産に注目し、これを非償却として減損処理を適用することで生じるさまざまな問題、すなわち、価値や減価の測定に影響をおよぼす金利の割引と割戻、それが収益費用の対応に与える影響、企業結合時に取得した無形資産と自己創設分の費用認識をめぐる差異等を取りあげている。

## I はじめに～本稿の問題提起

投資意思決定における財務報告の役割は企業価値の評価に必要な情報を投資家に提供することである。そこでの情報は、少なくともこれまでのところでは歴史的取引会計または公正価値会計のいずれかのアプローチにもとづくと考えられるが、近年では、歴史的原価にもとづく資産負債の表示がその経済的実態から乖離していることを主たる理由に、歴史的取引会計から公正価値会計へと徐々に会計基準論の潮流が移りつつある。

本稿の目的は、IFRSを軸とした会計基準論をめぐるこうした動向が、無形資産の会計処理方法にどのような論点を提起しているのかを分析・検討することにある。なお、現行会計基準においてのれんを含む無形資産に公正価値測定が適用されるのは、再評価モデルの採用により決算時に資産を再評価する場合、企業結合時に被取得企業の資産負債を再評価する場合、減損損失を認識・測定する場合のいずれかであるが、本稿においては、とりわけ非償却とされる無形資産について減損損失を認識するさいの会計上の論点に注目することとしたい。

IFRSやUS-GAAPによると、耐用年数が不確定な無形資産は非償却とし、償却手続きに代わって減損会計を適用する（IASB〔2008〕paras.107-108）。こうした会計処理方法は適正な減損損失の認識を前提としているが、それには無形資産の公正価値測定が必要不可欠となる。すなわち、のれんはもとより1部の耐用年数が不確定な無形資産を非償却とするIFRSとUS-GAAPでは、減損損失の認識方法が異なるものの、いずれにおいてもその公正価値測定は重要な役割を果たすことになる。

無形資産を非償却とする主たる理由は、「耐用年数および消費パターンを信頼性をもって

決定することは可能ではなく、ある特定の期間にわたる償却費は単なる恣意的な見積もりとなる（ASBJ, para.14）」からであるとされる<sup>(1)</sup>。無形資産の本質は将来の超過利益に対する期待であるが、それはいずれ消滅する。そのことが自明であったとしても、消滅するパターンを予測できないのであれば、無形資産に対する投資を規則的に期間配分するのではなく、減価の実態にそくして配分することで、収益費用を適正に対応させようとしているのであろう。

しかしながら、無形資産の減損損失をその公正価値測定にもとづいて適正に認識できるのであろうか。かりに減損損失の適正な認識が可能であったとして、耐用年数が不確定な無形資産を非償却として減損会計を適用することが、収益費用のより適正な対応を可能にするのであろうか。

本稿においては、無形資産の公正価値測定をめぐる意義に焦点をあてながらも、結果として、それが利益の測定にどのような影響をもたらすのかを考察することとしたい。以下では、まず、公正価値の意義および無形資産の公正価値測定について検討したうえで、それが減損会計や収益と費用の対応関係、利益の測定にどのような影響をおよぼすのかについて分析していくことにしたい。

## II 無形資産の公正価値測定

公正価値測定は、IFRS13およびTOPIC820-2011-4において規定されている。そこで、公正価値とは、「測定日における主要な市場での秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう（出口）価格」（para.24）とされる。

公正価値測定のための評価技法には、観察可

能なインプットを最大限に使用しなければならない (para.67) が、そのインプットは公正価値ヒエラルキーとして 3 つのレベルに区分されている。レベル 1 のインプットは活発可能な市場における相場価格であり (para.76)、レベル 2 は、類似の資産または負債に関する相場価格などレベル 1 の相場価格以外のインプットのうち資産または負債について直接または間接的に観察可能なもの (para.81)、レベル 3 は資産または負債に関する観察可能でないインプットとされる (para.86)。

レベル 3 での公正価値測定、すなわち、観察可能ではないインプットを設定するにあたって、企業は、市場参加者の仮定についての情報を取得するためにあらゆる努力をほらう必要はないとしつつも、合理的に入手可能となる市場参加者の仮定についての情報はすべて考慮しなければならないとされる (para.89)。それは、市場価格がえられないときの主観的な公正価値の評価から、当該企業の固有の価値部分ができるかぎり排除しようという工夫にほかならない。

本来、公正価値は活発な市場における価格、すなわち、時価を意味するが、観察可能な価格のない資産および負債には、類似する資産および負債の市場パラメータを利用してレベル 2 に相当する公正価値を求めると、または市場の平均的な期待にもとづいた将来キャッシュフローおよび割引率を推定してレベル 3 に相当する公正価値を求めるとのいずれかになる。

競争優位の源泉である無形資産は、通常はそれを保有する企業に固有のものであることから、その公正価値測定にさいして、類似の無形資産の取引価格を市場価格の代理として参照する方法も、市場参加者の期待を推定してその価値を主観的に見積もる方法も実際に適用できる範囲はかぎられており、むしろその企業に

固有の成果を割り引いた現在価値にこそ価値の評価としての意味がある。こうした無形資産の現在価値は、制度上はレベル 3 での公正価値として扱われることになっているが、その実態は活発な市場における取引価格や、それを近似するために推定される市場参加者の期待とは異質であり、とうてい公正価値といえるものではない。

したがって、無形資産を対象としてレベル 3 での公正価値測定が規定されているとすれば、それは企業に固有の将来キャッシュフローの割引現在価値、まさしく使用価値とほぼ同義になる。しかし、使用価値は、本来の公正価値の意義とは乖離した異質のものである。にもかかわらず、なぜ、制度上、レベル 3 での公正価値測定が規定され、それが無形資産の減損損失の認識および測定に適用されているのであろうか。

ここで、あらためて公正価値会計の原点に立ちかえり、そのうえでこうしたヒエラルキーの意義を検討することにしたい。

そもそも公正価値会計は、資産および負債を時価に代表される公正価値で測定し、その差額たる純資産を期首と期末でくべた変動額 (株主との取引をのぞく) をもって期間損益 (包括利益) とする考え方である。そこには、投資家の意思決定に有用な情報を提供するべく、資産および負債を時価評価して純資産を株主価値に近似させることが暗黙の了解としてあるように思われる。もっとも、資産および負債の時価を開示しても、そこに自己創設のれんが含まれないかぎり、資産総額は企業価値を表さないし、負債を差し引いた純資産も株主価値を示さない。

かりに自己創設のれんを計上するとした場合、なによりも問題となるのがその公正価値をどのように測定するかであろう。市場における

企業全体の評価である株式時価総額から資産および負債の公正価値を控除した残余として自己創設のれんを求めるのであれば、株価から逆算した純資産の公正価値を財務諸表で開示することになり、投資情報として役に立たないことは自明であろう。

他方で、経営者がみずから自己創設のれんを測定するには、技術的に困難であるというだけでなく、かりにできたとしても自社の価値についての判断を上方劣位にある投資家に開示することが、社会的にフェアな行為かどうかは不明である。なぜならば、自己創設のれんの公正価値は、資本市場における投資家の評価に委ねられているからである。

すなわち、公正価値会計の目的を実現するために、貸借対照表の数値と株主価値との間になんらかの関係を期待しようとする、自己創設のれんを継続的に測定して計上せざるをえないが、これを資産として計上するにはさまざまな問題がある。だとすると、自己創設のれんを計上せずとも、せめて資産および負債の評価を工夫することにより貸借対照表の数値と株主価値との関連性を少しでも高めようと規定されたのが公正価値測定におけるレベル 1 からレベル 3 までのヒエラルキーであるように考えられる。

株主価値との関連性を高めようとする、たとえば、換金が常に可能であり、換金の機会が事業活動によって制約されていない金融投資は、市場価格（レベル 1）で測定されることになるであろう。なぜならば、個々の資産の価値変動がそのまま稼得した成果として認識されるからである。他方で、当該資産または他の資産との使用により企業にキャッシュフローをもたらす事業投資については、市場価格の推定値（レベル 2）よりも、企業固有のれんを含めた正味キャッシュフローの割引現在価値（レ

ベル 3）、すなわち、事業に拘束された使用価値に近いものとしての測定がもっとも株主価値に結びつくであろう。

すなわち、IFRS13にみられるような公正価値測定の枠組は、株主価値の表示を暗に意図して本来の公正価値概念とは異質のものを「公正価値」とみなすにいったと考える。そうした株主価値の表示からスタートした「公正価値」の議論が無形資産の会計処理方法にまで飛び火し、結果として、「公正価値」と適切な減損損失の認識を可能にする公正価値測定とが明確に区別されないままに、無形資産の償却・非償却をめぐる議論に発展していったように思われる。公正価値測定の範囲拡大をめぐる問題と、無形資産の償却・非償却の問題とがどこかで交錯してしまったのではなかろうか。

にもかかわらず、使用価値とほぼ同義の公正価値測定にもとづく無形資産、とりわけのれんの減損損失にかかる情報の有用性については、肯定的な実証研究結果もあるようである。たとえば、のれんの減損にかかる情報は将来キャッシュフローの予測に大きく寄与しているとする研究結果（Bostwick 他 [2015]）や、のれんを償却ではなく減損のみを適用した SFAS142 はのれんの価値関連性を大きく向上させたとする研究結果（Kimbrow 他 [2016]）などがある。もっとも、否定的な実証研究結果もあり、のれんの減損は市場に対する経営者のシグナリングであり、株価と負の相関関係を有するとする研究成果は減損を隠蔽しようとする企業を除外しているからにすぎない（Ramanna [2008]）という。また、実務においては、無形資産の公正価値測定は、相当なコストをかけて独立した評価機関に委ねられることになるが、その情報コストにみあうだけの便益を期待できるか疑問であるとの指摘もある（IASB [2016a]）。

### Ⅲ 非償却とされる無形資産の減損損失の認識と収益費用の対応関係

かりに公正価値測定にもとづく適正な減損損失の認識が可能であるとして、IFRS が主張するように、無形資産に対する投資の規則償却よりも、減価の実態にそくした配分のほうが収益費用をより適正に対応させることになるのであろうか。ここでは、公正価値測定にもとづく減損損失の認識について、収益費用の対応の観点から検討することにした。

すでに述べたように、かりに無形資産の公正価値を測定するとすれば、その市場価格がないことから、企業に固有の成果を現在価値に割り引いて測定することになる。より詳細には、キャッシュフロー創出単位である個々の無形資産ごとに将来キャッシュフローを予測し、そのリスクにみあう割引率で割り引いて求められる。

こうした割引現在価値による公正価値測定によれば、1 期間の減価は、期待されたキャッシュフローがその期に実現して資産の価値から分離した部分と、その先のキャッシュフローが 1 期間近づいたことで価値が増えた分、つまり金利の割戻分との差額となる。

たとえば、将来キャッシュフローが每期一定であると仮定すれば、第 1 期末に認識される減価は、①第 1 期分のキャッシュフローがもはや期待ではなくなって無形資産の価値から離れる額と、②第 2 期以降のキャッシュフローの流列が期首にくらべて 1 期近づくので、期首時点でまで割り引いていた無形資産の価値を 1 期間だけ割り増した額、ようするに期首の価値に金利をかけた額の、両者の差額として測定される（斎藤 [1998] 参照）。金利を乗じる期首の価値が毎年、減少していくことから、②の金利

の割戻分は逡減し、他方で、その分だけ、減価は每期逡増し、正味の利益は逡減する。

すなわち、IASB が主張するように、収益と費用の対応という観点から、規則償却ではなく減価の実態にそくして無形資産に対する投資を配分しようとする、無形資産の減価の実態とは無関係な金利が認識される減損損失の額、ひいては各期間の利益に影響をおよぼすことになる。規則償却を否定し、減価の実態にそくして無形資産に対する投資を配分しようとしたにもかかわらず、こうした金利の影響をうける会計処理方法はたして収益費用のより適切な対応につながるものであろうか。この点について、数値例をもちいながらさらに詳細に検討してみることにしたい。

毎期定額 1,000 の正味キャッシュフローが 3 年間にわたって続くと期待される無形資産を、企業結合取引において取得したとしよう。金利を 10% とすると、企業結合時には、3 年間にわたって期待される正味キャッシュフローを金利で割り引いた 2,487 が資産として当初認識される。なお、計算の便宜上、キャッシュフローは期末時点で生ずると仮定しよう。

ここで、当該無形資産に対する投資額を費用認識するための減価の測定方法として、1) 毎期末の価値を測定し、価値低下分を費用として認識する方法と、2) 当初認識額を毎期の収益に対応させて費用配分する方法をとりあげ、それぞれの方法について収益費用の対応関係进行分析することにした。

減価分を測定する最初の方法 1) では、表 1 からわかるように、第 1 期末に費用として認識される額は、第 1 期に期待されたキャッシュフローがその期に実現して当該資産の価値から分離した部分 1,000 と、第 2 期および第 3 期の期待されるキャッシュフローが 1 期間近づいたことで価値が増えた金利の割戻分 249 と

**表 1 毎期末に価値を測定し、価値低下分を費用として認識する方法  
(カッコ内は金利割戻分)**

	第 0 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期
期末の資産簿価	2,487	1,736	909	0
当期の償却費		751(249)	827(173)	909(91)
当期の正味収益		1,000	1,000	1,000
当期の純利益		249	173	91

の差額 751 となる。第 1 期から第 3 期まで期間が経過するにつれて、第 1 期には 249、第 2 期には 173、第 3 期には 91 と金利の割戻分が減

少し、毎期の正味収益が一定額のこの数値例では、配分される費用の額が逡増し、各期の純利益は逡減する。

**表 2 当初認識額を毎期の収益に対応させて費用配分する方法**

	第 0 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期
期末の資産簿価	2,487	1,658	829	0
当期の償却費		829	829	829
当期の正味収益		1,000	1,000	1,000
当期の純利益		171	171	171

他方で、収益と費用を対応させて費用を認識する 2) では、表 2 からわかるように、每期一定額の正味キャッシュフローが期待されることから、当初認識額である 2,487 が収益に対応させて定額配分され、毎期の償却費 829 が費用として認識されることになる。ただし、この数値例にあるように、每期 1,000 の正味収益はあくまでも事前に見積もりにすぎず、こうした事前に見積もられた各期の正味収益に対応させて費用の期間配分がされたとしても、収益と費用とが適切に対応するかどうかは不明である。

1) の方法では、金利相当の割戻が認識される費用の額、ひいては純利益の額に大きな影響を及ぼし、規則償却を否定するほどの収益に対応したより適切な費用認識がなされているとはいいたいように感じられる。さらには、この場合の金利があくまでも期待されたキャッシュフローにもとづいて算定されるため、不確定な期待の要素であることに注意したい。リス

クから解放された投資の成果と定義される純利益 (ASBJ [2006] 16 頁) 算定に重要な影響をおよぼすにもかかわらずである。

2) の方法によると、すでに述べたように、事前に見積もった正味収益のパターンに対応させても、事後的に確定した収益に対応できるかどうかは不明であり、だとすると、収益が確定しないかぎり償却方法を決定することはできなくなる。しかしながら、ここでの収益費用の対応は、期間ごとの厳密な対応関係ではなく、むしろ、収益をうみだす期間にわたる投下原価の配分を意味すると解釈し、だからこそ、日本基準では、こうした概算での規則償却を修正する形で、不足している場合のみ減損処理を組み合わせているように思われる。

無形資産やのれんの減価を実態におうじて認識しようとする制度化された非償却処理であるが、あらためて収益費用の対応とはなにか、その概念の再検討が喫緊の課題であろう。近年で

は、こうした問題をとりあげた論文（Dichev [2006] [2007], Barker&Penman [2016]）も散見される。

#### IV 企業結合時に取得した無形資産と自己創設無形資産が利益測定に与える影響—投資の期間配分と評価—

非償却として公正価値測定の変動よりのれんや無形資産の減損損失を認識する会計処理方法に対して提起されるもう 1 つの重要な問題が自己創設無形資産の認識である。

企業は、企業結合により取得した無形資産に対して、そのさらなる価値向上をめざしてその後も継続的に投資をおこなっていく。無形資産が必ずしも減価しないとされるのは、こうした継続的な投資により新たにうまれた価値、いわゆる自己創設分の価値によって補填されているからであり、企業結合時に取得した無形資産は超過収益力に対する期待が無限につづくものでないかぎりその実現とともに必ず減価しているはずである。すなわち、無形資産を非償却として公正価値測定により減損処理する会計処理方法は、実態を反映するどころか、その適正な費用認識を阻害しているように思われる。

まずは、企業結合時に取得した無形資産（のれんを含む）と、自己創設分とは、費用認識の観点から根本的に異なる性格のものであることを述べておきたい。

自己創設分に対する投資は、当初認識時にすでにその対価の支出も費用化もおわっている。したがって、費用認識をともなう減価や償却の問題が生じることはない。利益測定に影響を及ぼすことがあるとすれば、その価値が上がったり、下がったりした場合に、これを公正価値で再測定してその評価替えにより生じる損益を

認識する場合である。しかし、これは「評価」をめぐる論点であろう。

他方で、企業結合時に取得した無形資産に対する投資額は、当初認識時にすでに支出しているものの、いまだ費用化されていない。現行ルールのもとでは、これを資産として認識した後に、減損処理または規則償却のいずれかの方法、あるいはその両方により費用化する。これは「投資の期間配分」をめぐる論点であり、規則償却はもとより減損による費用化を取り上げてみても、自己創設分の価値低下にともなう評価の切り下げとは別次元の問題である。

すなわち、取得した無形資産を費用化するプロセスであるにもかかわらず、非償却として減損処理のみを適用することで、すでに費用化を完了している自己創設分がそこに加味され、結果として、利益の測定に影響をおよぼすおそれが生じることになる。だとすると、純利益の情報価値を維持するためには、企業結合時に取得された無形資産の費用化にさいして、自己創設分を排除する必要があるだろう。

さしあたり取得分と自己創設分の両者の価値を識別できるとして、取得分の費用化プロセス、ひいては利益測定から自己創設分の影響を除外するにはどのようにすればいいのか、その工夫を考えることにしたい。

かりに過去の費用負担から生じた自己創設を認識するとして、相手勘定（純資産増分）をどのように考えるかでその後の利益に対する影響は異なるであろう。相手勘定として想定できるのは、①純利益、②その他包括利益、③資本（資本剰余金）である。確認のために、かりに表 1 および表 2 でもちいた数値例の当初認識額 2,487 を過去の支出にもとづく自己創設無形資産の額におきかえて、それぞれのケースにおいて処理したとすると、表 3 のようになるであろう。

表3 自己創設無形資産の認識

① 相手勘定を純利益とするケース			
(当初認識時)	無形資産	2,487 / 純利益	2,487
(第1期)	償却費	829 / 無形資産	829
② 相手勘定をその他包括利益とするケース			
(当初認識時)	無形資産	2,487 / その他包括利益	2,487
(第1期)	その他包括利益	xxx / 無形資産	xxx
③ 相手勘定を資本(資本剰余金)とするケース			
(当初認識時)	無形資産	2,487 / 資本(資本剰余金)	2,487
(第1期)	資本(資本剰余金)	xxx / 無形資産	xxx

自己創設分の当初認識時に相手勘定を純利益とする①のケースでは、過去に控除された費用を純利益に戻し入れ、純利益測定のための費用認識の手続きを再度、実施することになる。すでに過去の投資額が費用認識されているにもかかわらず、無形資産としてあらためて費用化されるので、費用を重複して認識する形になるが、当初認識時に過去の費用認識が事実上、取り消され、純利益に影響するのは一度だけとなる。

相手勘定をその他包括利益とする②のケースでは、毎期の価値変動をその他包括利益に反映させるだけであるので、当初認識後に新たな費用認識の問題が生じることはなく、純利益にも影響をあたえない。

相手勘定を資本(資本剰余金)とする③のケースでは、②のケースのように、簿価の変動額を純資産に反映させていくことになるが、簿価が低下したときに資本剰余金を減少できるかどうかは不明である。なぜならば、自己創設無形資産の認識や評価を持分評価という資本取引とみないかぎり(斎藤[1984] 34頁)、資産の価値低下は利益から控除されるのが一般的であると考えられるからである。

このように考えると、公正価値による無形資

産の減損損失の認識が利益測定の障害とならないのは、それともなう自己創設分の認識にさいして、相手勘定をその他包括利益として処理した場合のみとなる。すなわち、自己創設分のうち、当初認識ともなう純資産増分をその他包括利益としたものだけが、純利益の要件に制約されずに公正価値での測定が可能となるのである。

しかしながら、すでに述べたように、こうした議論はあくまでも取得された無形資産と自己創設分の価値との識別が前提である。現実には、両者が同一の無形資産を構成するかぎり、無形資産全体としての公正価値測定は可能であったとしても、それを取得分と自己創設分に区分するのは困難であろう。それが可能であれば、無形資産の公正価値測定には意義があるように思われる。

もっとも、無形資産とのれんをひとまとめに議論するのではなく、両者をわけて検討する必要はあるのかもしれない。なぜならば、のれんに近い性格の無形資産があるものの、開発費に代表されるように自己創設無形資産の認識は可能であっても、自己創設のれんの認識は会計上、タブーとされてきたはずである<sup>2)</sup>。にもかかわらず、不確定な耐用年数という理由だけ

で、のれんと無形資産とを区別することなく、いずれも無差別に非償却として公正価値にもとづく減損処理を適用し、自己創設分の認識を可能にしている点には注意すべきであろう。

## V おわりに

本稿においては、無形資産の公正価値測定をめぐる意義に焦点をあてながらも、とりわけ耐用年数が不確定なのれんや無形資産に注目し、これを非償却として公正価値測定による減損処理を適用することで生じるさまざまな問題、すなわち、価値や減価の測定に影響をおよぼす金利の割引と割戻、それが収益費用の対応に与える影響、企業結合時に取得した無形資産と自己創設分の費用認識をめぐる相違等を分析・検討してきた。

公正価値測定という万能薬が、規則償却による利益測定の歪みも耐用年数が不確定な無形資産やのれんの問題もすべて解決できるかにも似たところに大きな混乱の原因があるように思われる。株主価値の表示を暗に意図した公正価値測定は本来の公正価値の意義とは異なるばかりか、それにもとづいて減損処理することで認識される自己創設分の問題になんら解決策を講じえなかったのが現実である。

自己創設分と取得分とを明確に区別する仕組みをもたないままに、耐用年数が不確定なのれんと無形資産をひとまとめにして両者の費用化を公正価値測定の枠組みのなかで解決しようとする姿勢が見直されなければ、「Good Old Days」(Kimbrow 他 [2016]) への回帰も1つかもされない。

## 注

- (1) こうした理由に対して、「プーリング法の廃止に反対した産業界が操作可能な会計処理、すなわち、検証不能な公正価値測定や現金生成単位

への配分を求めた」(Ramanna [2008]) との批判や、反対に、「操作可能性を求めたのではなく、規則的な償却を避けたにすぎない」(Skinner [2007]) と正当化する見解もみられる。

- (2) もっとも、会計上、これまでタブーとされてきた自己創設のれんの認識については、IASB は、減損損失の認識にさいして、企業結合前における取得企業の自己創設分を除外できるような仕組みを検討しているようである (IASB [2016b])。しかしながら、かりに企業結合前の自己創設のれんを排除できたとしても、企業結合後に新たに付加された自己創設分は依然として混入されたままであり、くわえて金利分の割引と割戻が収益と費用の対応に与える影響に変わりはない。

## 参考文献

- Barth & Clinch [1998], “Revalued Financial, Tangible, and Intangible Assets”, *Journal of Accounting Research*, Vol. 36, pp. 199-233.
- Barth & Kasznik & McNicols [2001], “Analyst Coverage and Intangible Assets”, *Journal of Accounting Research*, Vol. 39, pp. 1-34.
- Beatty & Weber [2006], “Accounting Discretion in fair Value Estimates: An Examination of SFAS 142 Goodwill Impairments”, *Journal of Accounting Research*, Vol. 44, pp. 257-288.
- Bostwick, Krieger [2016], Lambert, “Relevance of Goodwill Impairments to Cash Flow Prediction and Forecasting”, *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol. 31, pp.339-364.
- David K. Goesling [2012], *Changes to Fair Value Concepts for Financial Reporting*.
- FASB [2014], *Accounting Standards Update No.2014-02 Intangibles-Goodwill and Other (Topic 350)*.
- IASB [2016a], Agenda Paper 18A “Goodwill and Impairment Project”.
- IASB [2016b], Agenda Paper 18C “Goodwill and Impairment Project”.
- Kanodia & Sapat & Venugopalan [2004], “Should Intangibles Be Measured: What are the Economic Trade-Offs?” *Journal of Accounting Research*, Vol. 42, pp. 89-120.
- 企業会計基準委員会 [2006] 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』。
- Kimbrow & Xu [2016], “The Accounting Treatment of Goodwill, Idiosyncratic Risk, and Market Pricing”, *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol. 31, pp.365-387.
- Ramanna [2008], “The implications of unverifiable fair-value accounting: Evidence

- from the political economy of goodwill accounting”, *Journal of Accounting & Economics*, Vol. 45, pp. 253–281.
- Riedl [2004], “An Examination of Long-Lived Asset Impairments”, *The Accounting Review*, Vol. 79, No. 3, pp. 823-852 .
- 斎藤静樹 [1998]『企業会計—利益の測定と開示—』東京大学出版会。
- 斎藤静樹 [2017]「のれんの償却と減損—企業結合会計基準の迷走—」『企業会計』第 69 巻第 1 号, 13-20 頁。
- Skinner D. j. [ 2008 ], “Discussion of “The implications of unverifiable fair-value accounting : Evidence from the political economy of goodwill accounting””, *Journal of Accounting & Economics*, Vol. 45, pp. 282–288.
- Wyatte [ 2005 ], “Accounting Recognition of Intangible Assets: Theory and Evidence on Economic Determinants”, *The accounting Review*, Vol. 80, No. 3, pp. 967-1003.